

■ 4条1項11号

不服 2025-005760

＜本願商標＞

「たま卵」（標準文字）

第29類「加工卵，卵」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：**たま卵本舗**

第35類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

引用商標は、・・・、「たま卵本舗」の文字を横書きにした構成よりなるところ、その構成中の「たま卵」の文字部分は、一般的な辞書類に載録のない語である一方、「本舗」の文字部分が「本店。特定商品を製造販売する大元の店。」（出典：株式会社岩波書店「広辞苑第七版」）の意味を有する語であるとしても、その構成文字全体は、同じ書体、同じ大きさ、等しい間隔で、外観上まとまりよく一体的に表されており、また、これより生ずる

「タマタマゴホンポ」又は「タマランホンポ」の称呼も、格別冗長というべきものでなく、よどみなく一連に称呼し得るものである。

してみれば、引用商標に接する取引者、需要者は、殊更「たま卵」の文字部分のみに着目するというよりは、まとまりよく一体的に表された本願商標の構成文字全体をもって一体不可分のものと認識し把握するものとみるのが自然であり、他に引用商標の構成中「たま卵」の文字部分のみが独立して認識されるとみるべき特段の事情は見いだせない。

そうすると、引用商標は、一連一体のものとして理解、認識されるというべきであり、その構成文字全体より、「タマタマゴホンポ」又は「タマランホンポ」の称呼を生じ、特定の観念が生じるとはいえないものである。

したがって、引用商標の構成中「たま卵」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

引用商標「**たま卵本舗**」は、同じ書体、同じ大きさ、等しい間隔で、外観上まとまりよく一体的に表されており、また、これより生ずる「タマタマゴホンポ」又は「タマランホンポ」の称呼も、格別冗長というべきものでなく、よどみなく一連に称呼し得るものであるから、これに接する取引者、需要者は、殊更「たま卵」の文字部分のみに着目するというよりは、まとまりよく一体的に表された本願商標の構成文字全体をもって一体不可分のものと認識し把握するものとみるのが自然であり、他に引用商標の構成中「たま卵」の文字部分のみが独立して認識されるとみるべき特段の事情は見いだせない。したがって、引用商標の構成中「たま卵」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標「**たま卵**」が引用商標に類似するものとして、商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は取消しを免れない、と判断されました。

原査定では、引用商標「たま卵本舗」を構成する「本舗」の文字の識別力が弱いことから、「たま卵」の部分が要部になると考えられた結果、本願商標「たま卵」はこれに類似すると判断されました。一方で、本審決では、引用商標「たま卵本舗」はあくまで一体不可分のものとされ、両商標は非類似と判断された次第です。

「本店。特定商品を製造販売する大元の店。」の意味を有する「本舗」の語が、基本的に識別力が弱いと考えられる点には、疑いはないと思われます。比較的近年の過去の審決でも、たとえば、「**牛井本舗**」に識別力が認められなかった事件（**不服 2022-005751**）もあります。

個人的には、引用商標「たま卵本舗」は第35類の小売等役務を指定役務としていることから、「本舗」の部分の識別力は、より弱いといえるのではないかという気がします。また、「○○○本舗」の「○○○」が既成語であればともかく、「たま卵」が造語であることを踏まえると、引用商標「たま卵本舗」を構成する文字のうち、「たま卵」が要部になり得ると判断した原審の考え方の方が、自然ではないかと思います。

このような理由により、本審決には、個人的に首肯しにくい印象です。

なお、過去の審決には、たとえば、「**酒乃花本舗**」と「**酒の花**」が非類似と判断された事件（**不服 2016-006328**）や、「**からだ応援団本舗**」と「**からだ応援団**」が類似と判断された事件（**不服 2011-020779**）などがあります。

ちなみに、「たま卵」は、「タマタマゴ」ではなく「タマラン」と読むようであり、インターネットで検索をすると、「いちど食べたらもうたま卵」といった、シェアを利かせた使い方が見受けられます。

（弁理士 永露 祥生）

< 2025年10月13日 >